

**木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業
企画提案コンペ参加仕様書に対する質問への回答について**

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
1	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(2)事業区域及び貸付面積	事業区域において、パネル等の設置が出来ない区域の扱いですが、使用する場合の条件は何か有りますでしょうか。	基本的には、使用できません。 利用制限用地は、周辺環境への配慮から緩衝緑地として残存することを目的としています。 このため、メガソーラー事業の支障とならないよう、必要に応じて除草等の維持管理程度をして頂くことを想定しています。 なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
2	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(3)事業期間	事業期間終了後のメガソーラー施設については、撤去するのではなく自治体等への譲渡が可能ですでしょうか。	「参加仕様書 2 (6) (キ) 事業終了後は、当該施設を事業者の負担と責任において撤去するものとします。ただし、契約期間の延長については、あらかじめ協議のうえ、両県の承認を得ることが必要です。」のとおりです。 詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
3	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(3)事業期間	事業期間は固定価格買取制度の 2 0 年間となっておりますが、貸付期間は『事業期間 2 0 年間 + 設置期間 + 撤去期間』で事業者の提案で問題ないでしょうか。	貸付期間は『事業期間 2 0 年間 + 設置期間 + 撤去期間』で、ご提案をお願いします。
4	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	計画出力規模約 3 0 ~ 3 5 メガワット程度とありますが、根拠とこれ以上の出力規模に出来る可能性はあるでしょうか。	メガソーラー用地面積が約 6 1 h a であることから、2 h a あたり 1 メガワットとして出力規模を想定しています。 3 5 メガワットまでの範囲では現時点では連系可能です。ただし、それ以上の場合、出力によっては、設備対策が必要となり連系費用が変わる可能性や、連系点が変更となり連系費用や連系に要する期間などが大幅に変わる可能性があります。詳細は、電力会社との連系協議での協議となります。
5	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	約 3 0 ~ 3 5 メガワットを想定とのことですが、事業用地の面積からすると最大 4 0 メガワット程度の設計も可能と考えます。もし出力の上限があれば教えて下さい。	3 5 メガワットまでの範囲では現時点では連系可能です。ただし、それ以上の場合、出力によっては、設備対策が必要となり連系費用が変わる可能性や、連系点が変更となり連系費用や連系に要する期間などが大幅に変わる可能性があります。詳細は、電力会社との連系協議での協議となります。
6	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	計画出力規模約 3 0 ~ 3 5 メガワット程度とありますが、3 0 以下もしくは 3 5 以上のご提案は可能か。	3 5 メガワットまでの範囲では現時点では連系可能です (計画出力規模は、3 0 メガワット以下でも可能です。) 。ただし、それ以上の場合、出力によっては、設備対策が必要となり連系費用が変わる可能性や、連系点が変更となり連系費用や連系に要する期間などが大幅に変わる可能性があります。詳細は、電力会社との連系協議での協議となります。
7	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	計画出力規模を約 3 0 ~ 3 5 メガワット程度とされておりますが、上限下限の範囲はあるのでしょうか。	3 5 メガワットまでの範囲では現時点では連系可能です (計画出力規模は、3 0 メガワット以下でも可能です。) 。ただし、それ以上の場合、出力によっては、設備対策が必要となり連系費用が変わる可能性や、連系点が変更となり連系費用や連系に要する期間などが大幅に変わる可能性があります。詳細は、電力会社との連系協議での協議となります。
8	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	計画出力規模、約 3 0 ~ 3 5 MW 程度となっておりますが、条件内であれば出力規模を増やすことは可能でしょうか。	3 5 メガワットまでの範囲では現時点では連系可能です。ただし、それ以上の場合、出力によっては、設備対策が必要となり連系費用が変わる可能性や、連系点が変更となり連系費用や連系に要する期間などが大幅に変わる可能性があります。詳細は、電力会社との連系協議での協議となります。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
9	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	計画出力規模約30～35メガワット程度と記載がありますが、35メガワット以上の提案は可能でしょうか。	35メガワットまでの範囲では現時点では連系可能です。ただし、それ以上の場合、出力によっては、設備対策が必要となり連系費用が変わる可能性や、連系点が変更となり連系費用や連系に要する期間などが大幅に変わる可能性はあります。詳細は、電力会社との連系協議での協議となります。
10	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(4)メガソーラーの概要	接続送電線として「木曽川右岸の77kVの特別高圧線」とのご指摘がありますが、当該特別高圧線は、現状、最大で何メガワットまでの受け入れ容量があると確認されていますでしょうか。	35メガワットまでの範囲では現時点では連系可能です。ただし、それ以上の場合、出力によっては、設備対策が必要となり連系費用が変わる可能性や、連系点が変更となり連系費用や連系に要する期間などが大幅に変わる可能性はあります。詳細は、電力会社との連系協議での協議となります。
11	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	現地の説明会にて接続送電線は、事業用地直上を走る自動車道を通して木曽川対岸に渡すとの説明が有りましたが、道路の具体的な構造資料は提供頂けるのでしょうか。また、もう少し詳細な計画内容をご提供頂けませんでしょうか。	道路の具体的な構造図は、提供できません。 事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。
12	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(4)メガソーラーの概要	接続送電線の具体的な位置を明示願いたい。 電力会社との連系場所（接続境界点）の具体的な提示はあるのでしょうか。 高速道路直下への連系設備施工（土地借用）は可能でしょうか。	接続送電線の具体的な位置、電力会社との連系場所（接続境界点）については、事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。 事業者側の連系設備施工はメガソーラー用地内での施工となります。なお、高速道路直下については、高速道路会社管理地のため現時点では確認しておりません。
13	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	接続送電線は伊勢湾岸自動車道の橋梁内に特別高圧線を敷設するのでしょうか？	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。 なお、「木曽川右岸の77kVの特別高圧線」への連系で、連系点までの送電線の建設（保有）は、電力会社と事業者との協議（事業者の出迎えor電力会社の出迎え）となり、連系協議にて協議する内容となりますが、橋梁内に敷設することを想定しています。
14	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	接続送電線は伊勢湾岸自動車道の橋梁内に特別高圧線を敷設する費用は電力会社負担でしょうか？	連系点までの送電線の建設（保有）は、電力会社と事業者との協議（事業者の出迎えor電力会社の出迎え）となり、連系協議にて協議する内容となります。 なお、費用負担は電力会社にて建設した場合でも、全額事業者の負担となります。
15	企画提案コンペ参加仕様書	1	2(4)メガソーラーの概要	事前の電力会社との協議結果内容の開示は可能ですか？	電力会社との協議内容は開示することはできません。
16	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(4)メガソーラーの概要	接続送電線77kVの2kmの施工は電力会社で費用負担は施工者になるのか？	連系点までの送電線の建設（保有）は、電力会社と事業者との協議（事業者の出迎えor電力会社の出迎え）となり、連系協議にて協議する内容となります。 なお、費用負担は電力会社にて建設した場合でも、全額事業者の負担となります。
17	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(4)メガソーラーの概要	接続送電線77kV配電線は1回線引き込みと考えればよいか。	原則1回線での引き込みとなりますが、連系協議にて協議する内容となります。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
18	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(4)メガソーラーの概要	接続増電線 7.7 kV は桁下か断面内を通すのか？ また、高速道路会社又は国土交通省の了解してもらっているのか？	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。 なお、「木曽川右岸の 7.7 kV の特別高压線」への連系で、連系点までの送電線の建設（保有）は、電力会社と事業者との協議（事業者の出迎えor電力会社の出迎え）となり、連系協議にて協議する内容となりますが、橋梁内に敷設することを想定しています。
19	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(4)メガソーラーの概要	県が考える連系点（木曽川右岸 7.7 kV 特別高压送電線）と別の地点で連系する場合、自社で送電設備を設置したいと考えていますが、中部電力に県から別の地点への連系を考える業者も居ることを通知して頂けませんか。	電力会社に対し、別の地点への連系を検討している事業者がいることを連絡するものの、事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答することになります。
20	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(4)メガソーラーの概要	三重県側の 1 号幹線道路への送電線設置を高速道路会社から許可を得たと同じでしたが、愛知県側に設置する場合、事業者から高速道路会社に協議する事項はございますか。	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。 連系点までの送電線の建設（保有）は、電力会社と事業者との協議（事業者の出迎えor電力会社の出迎え）となり、連系協議にて協議する内容となります。 電力会社にて建設（電力会社の出迎え）の場合は、電力会社が高速道路会社と協議することとなります。
21	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(5)土地の貸付料等(ア)	「工事期間及び設備撤去期間を含む」とされていますが、賃貸借期間にこれらの期間が含まれるという理解でよいでしょうか。	賃貸借期間には、事業期間 20 年の他、工事期間及び設備撤去期間を含みます。
22	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(5)土地の貸付料等(ア)	1 号幹線道路及び管理用通路の電力線の横断（地中線埋設、架空線等）の要件はあるでしょうか。又、道路横断による貸付料等は発生するでしょうか。	「参加仕様書 2（6）（ク）現地盤面下 50 cm 以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。 なお、架空線に関して、道路構造令に規定する建築限界は満足する計画として下さい。その他、電気事業法など関係法令は遵守して下さい。 また、道路横断による貸付料等は、公有財産規則に基づく貸付料が発生することを想定しています。
23	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(5)土地の貸付料等(ウ)	貸付単価は事業者提案となっておりますが、最低貸付額の提示はあるのでしょうか。	最低貸付額の提示は、ありません。
24	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(5)土地の貸付料等(オ)	「・・・毎年度、両県に別途納付することとなります。」との記載には主語が無いが、これは事業者が両県に納付するという理解でよいのか？ その場合、納付金額は幾らになるのか。当該交付金の算定根拠となる直近の土地評価額をご教授願いたい。また、その場合、本来土地の所有者が支払う性格の当該交付金を事業者が払うとする法律的な根拠はあるか？	貸付条件であり、法的根拠はありません。なお、参加仕様書 2（5）（オ）は、貸付金額算出の目安のために示したものです。 当該地は、現在、非課税地であるため、土地の評価額は算定していませんが、メガソーラーを設置した他の事例を参考に仮に算出した概算の納付額は両県あわせて、約 76,000 千円 / 年程度です。 なお、納付額の算定は、各年度の貸付時点での土地の現況、近傍地の評価額に影響されるため、この概算金額は、あくまでも参考数値としての提示となります。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
25	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(5)土地の貸付料等(オ)	「国有資産等所在市町村交付金に相当する額」を明示願いたい。	当該地は、現在、非課税地であるため、土地の評価額は算定していませんが、メガソーラーを設置した他の事例を参考に仮に算出した概算の納付額は両県あわせて、約76,000千円/年程度です。 なお、納付額の算定は、各年度の貸付時点での土地の現況、近傍地の評価額に影響されるため、この概算金額は、あくまでも参考数値としての提示となります。
26	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(5)土地の貸付料等(カ)	各市町村に支払う固定資産税は、各市町村の面積内の設備分ということになるのでしょうか。	償却資産については、市町毎に設置された施設に対して課税されるのが原則です。 なお、当該地は、県・市町をまたがる地域であるため、詳細については今後の協議事項となります。
27	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(5)土地の貸付料	参考価格もしくは最低価格等、賃料算定の基準もしくは参考になる金額を教えてください。	参考価格もしくは最低価格等、賃料算定の基準もしくは参考になる金額は、お示しできません。
28	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(5)土地の貸付料	賃料の発生時期ですが、当社は発電開始をもつての支払いを希望しますが、どの時期に発生開始しますか？	貸付料は、工事着手の日から発生します。 貸付料が年度途中で発生した場合は、日割計算します。
29	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ア)	現地盤高がT.P-0.5m程度とありますが、現在までの最大浸水高はどの程度なのでしょうか。 費県設備の排水設備や堤防の不具合等により、発電設備が浸水した場合の補償等はありませんでしょうか。	過去からの統計処理はしていないため、現在までの最大浸水高は不明です。 なお、干拓地内は排水機場で排水しており、潮位変動により常時運転しているポンプの他、洪水用ポンプは、運転開始水位T.P.-2.76mで運用しています。 また、排水機場の運転記録等の情報の一つとして、「木曽岬干拓排水機場改修計画検討業務」報告書があり、三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課において閲覧可能です。 補償等については、「参加仕様書2(6)(ア)事業用地は、現地盤高が概ねT.P.-0.5m程度ですが、現状にて貸し付けるものとし、貸付契約締結後に発生した天災その他の事由によって、事業用地が沈下又は毀損した場合があっても両県は一切の責任を負わないものとします。」のとおりです。
30	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ア)	貸付契約締結後に発生した天災その他の事由によって、事業用地が沈下又は毀損した場合があっても両県は一切の責任を負わないとのことですが、過去に事業用地が沈下、または毀損した記録があれば教えてください。	過去に事業用地が沈下、または毀損した記録はありません。 なお、中部地方整備局の濃尾平野の地盤沈下状況(http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/ground_sinkage/index.htm)等を参考に検討下さい。
31	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(イ)	自社で地盤調査をする場合、地盤面下50cm以上のボーリングを行ってよいのでしょうか。	「参加仕様書2(6)(ク)現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等は行わないこととします。」のとおりです。
32	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ウ)	貸付面積の確定のため、事業者にて測量を実施することになっておりますが、この測量は測量法に基づく『公共測量』扱いとなるのでしょうか。	測量法第6条の規定に基づく測量です。
33	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(エ)	「事業用地は市街化調整区域」とのことですが、「環境教育に関する提案」で建物の建築を提案する場合に、緩和措置もしくはその可能性はありますか。 また、「環境教育」のために外部から人(住民など)を招待する場合には、「わんぱく原っぱ」の駐車場などを使用可能と考えて宜しいでしょうか。	「環境教育に関する提案」で建物の建築を提案する場合に、緩和措置はありません。また、その可能性もありません。 「わんぱく原っぱ」の駐車場は、原則、「わんぱく原っぱ」を使用するための施設です。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
34	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(エ)	用途地域が 市街化調整区域とありますが、都道府県知事の開発許可は取れるということを確認されているという理解でよろしいでしょうか。	別紙9 木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧により、所管する関係部署に事前確認をお願いします。
35	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(オ)	「パネル等の設置ができない利用制限用地」とありますが、この部分は、工事期間中の資材置き場・工事事務所等として活用可能なのでしょうか。	工事期間中の資材置き場・工事事務所等は、メガソーラー用地をご活用下さい。
36	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(オ)	利用制限区域はどのような理由により制限されているのか。	利用制限用地は、周辺環境への配慮から緩衝緑地として残存することを目的としています。
37	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(カ)	建築基準上の道路でないとの事ですが、建物の建設は不可とすることでしょうか。	建物を建設する場合には、所管する建築確認部署へ事前に確認を行い、可能か否かご判断下さい。
38	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(キ)	太陽光発電事業は自然災害などの事業者によらない理由で継続困難となった場合は貴県判断による事業中止もあり得るのでしょうか。その場合、事業中止以降の原状回復および等はどの様に想定されますでしょうか。	県と事業者が協議のうえ決定する予定です。事業中止後は、原則、原状回復を前提としています。
39	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 用地条件(キ)	管理棟を建設する場合、道路を建築基準法上の道路まで事業主負担で築造するか、幹線道路を建築基準法上に変更する協議を行って構いませんか。	道路を建築基準法上の道路まで事業主負担で築造するか、幹線道路を建築基準法上に変更するにも、新緑風橋を渡河して、「わんぱく原っぱ」の入口の位置に門扉を設置する予定のため、道路の築造や変更の協議は、不可能です。
40	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 用地条件(キ)	連系機器の据付場所によっては地盤改良する場合も考えていますが、20年後に機器撤去する場合に地盤改良した部分ももとの土壌に復旧しなければいけないでしょうか。	「参加仕様書2(6)(キ)事業終了後は、当該施設を事業者の負担と責任において撤去するものとします。ただし、契約期間の延長については、あらかじめ協議のうえ、両県の承認を得る必要があります。」のとおりです。なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
41	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(キ)	「事業終了後、事業者の負担と責任において撤去する」とありますが、現状の水路を埋めた場合、貯水池を埋めた場合にも現状復旧をしなくてはならないのでしょうか。盛り土および土をセメント改良した場合も撤去をしなくてはならないのでしょうか。撤去するものは、基礎、架台、パネル、変電設備と考えれば宜しいですか。	「参加仕様書2(6)(キ)事業終了後は、当該施設を事業者の負担と責任において撤去するものとします。ただし、契約期間の延長については、あらかじめ協議のうえ、両県の承認を得る必要があります。」のとおりです。なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
42	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(キ)	事業終了後は、当該施設を撤去するとありますが、どの程度まで現状復旧する必要があるのでしょうか。農地として使用する計画はあるのでしょうか。	参加仕様書2(6)(キ)事業終了後は、当該施設を事業者の負担と責任において撤去するものとします。ただし、契約期間の延長については、あらかじめ協議のうえ、両県の承認を得る必要があります。」のとおりです。なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。また、農地として使用する計画はありません。
43	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	「現地盤面下50cm以上の掘削および杭打ちは行わない」とありますが、その理由はなぜでしょうか。現地盤の下に防水シートまたは防水の膜などがあってそれを損壊しないようにするというような意味合いでしょうか。また、現地見学時には電柱がございました。電柱は立ててもよろしいのでしょうか。	現地盤の下に防水シートまたは防水の膜などがあってそれを損壊しないようにするというような意味合いではありません。電柱の建柱については、「参加仕様書2(6)(ク)現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」の範囲内でご検討下さい。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
44	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	(ク)「現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」とありますが、この点が法令上の規制(例えば産業廃棄物処理法)に基づく制約である場合は根拠法令をご教示ください。また、当該制約は、撤廃又は緩和が可能でしょうか？	根拠法令はありません。 参加仕様書2(6)(ク)にあるとおり、現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととしています。 なお、別紙9 No.11の「土壌汚染対策法」にあるとおり、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、同法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要となります。ただし、次のいずれにも該当しない土地の形質の変更については、届出は不要となり、届出なしで工事着手は可能です。 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること なお、届出した場合で、その土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、同法第4条第2項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。今回の事業用地ではないものの木曽岬干拓地内で、同法の指定区域があることから、法第4条第1項の届出が必要な工事を実施する場合は、汚染の有無を示すよう指示されることがあります。 したがって、届出が必要な工事を実施する場合は、届出のみにて工事着手することはできないと考えられますので、ご注意ください。 また、当該制約の撤廃または緩和は不可能です。
45	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	現地盤面下50cm以深における地盤改良は実施可能でしょうか。	「参加仕様書2(6)(ク)現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。
46	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	事業終了後、杭を引抜き撤去する場合、ソーラーパネル基礎を杭基礎とすることは可能でしょうか。	「参加仕様書2(6)(ク)現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。
47	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	50cm以内の掘削により有害物質等が出てきた場合は、事業を中止することができるのでしょうか。	県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
48	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	「現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこと」とありますが、ソーラーパネル基礎は直接基礎を前提としているとの理解でよろしいでしょうか。	「参加仕様書2(6)(ク)現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。
49	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	現在盤面下50cm以上採掘するつもりはございませんが、アンカーボルト程度を打ち込む方法は対応可能ですか。	「参加仕様書2(6)(ク)現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。
50	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	電気事業法に則った工事をする場合、50cm以上の採掘が必要と思われますが、その場合協議できますか。	「参加仕様書2(6)(ク)現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
51	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	基盤造成のため盛土材としての土が必要な場合は御確認くださいとありますが、確認とは土をご提供いただけるということでしょうか。また盛土は高さに関係なく可能なのでしょうか。	「基盤造成のため盛土材としての土が必要な場合はご確認ください」の「確認ください」とは、「参加仕様書2(6)(ク)現地盤下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」との条件を付したところですが、その対応として事業者が盛土を行う場合には、必要とする土量、土質、時期にもよりますが、10万立方メートル程度の量の土であれば確保できる可能性がありますので、確認されたい。」という主旨です。 なお、土を提供するのみであり、運搬その他の一切の費用を両県は負担しません。 これらの点については、選定された事業者との協議で調整させていただく予定です。ただし、事業者が望まれるすべての土量の提供を約束するものではありません。 また、盛土高さについては、伊勢湾岸自動車道北側での盛土造成や別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
52	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	『盛土材としての土が必要な場合はご確認ください』の「確認」の意味を明確にお示しください。又盛土は標高に限度があるのでしょうか。	「基盤造成のため盛土材としての土が必要な場合はご確認ください」の「確認ください」とは、「参加仕様書2(6)(ク)現地盤下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」との条件を付したところですが、その対応として事業者が盛土を行う場合には、必要とする土量、土質、時期にもよりますが、10万立方メートル程度の量の土であれば確保できる可能性がありますので、確認されたい。」という主旨です。 なお、土を提供するのみであり、運搬その他の一切の費用を両県は負担しません。 これらの点については、選定された事業者との協議で調整させていただく予定です。ただし、事業者が望まれるすべての土量の提供を約束するものではありません。 また、盛土高さについては、伊勢湾岸自動車道北側での盛土造成や別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
53	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	「盛土としての土が必要な場合は確認ください」とあるが、必要な土を提供して頂けるということなのか、それとも土質の指定があるから確認が必要ということなのか。	「基盤造成のため盛土材としての土が必要な場合はご確認ください」の「確認ください」とは、「参加仕様書2(6)(ク)現地盤下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」との条件を付したところですが、その対応として事業者が盛土を行う場合には、必要とする土量、土質、時期にもよりますが、10万立方メートル程度の量の土であれば確保できる可能性がありますので、確認されたい。」という主旨です。 なお、土を提供するのみであり、運搬その他の一切の費用を両県は負担しません。 これらの点については、選定された事業者との協議で調整させていただく予定です。ただし、事業者が望まれるすべての土量の提供を約束するものではありません。 木曽岬干拓地への土砂の搬入に関しては、土質の試験を行い安全性を確認したうえで受け入れています。このため、当該事業において、外部から土砂を搬入する場合には、必要な土質の試験を実施して頂くこととなります。
54	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	「基盤造成のための盛土材としての土が必要な場合はご確認ください。」とありますが、具体的に盛土は何cmまで可能なのでしょうか。地盤安定のため『地盤改良』は可能なのでしょうか。又、地盤改良時の掘削深さの制限はありますか。77kV連系用設備の建設にあたり、耐震用のパイル杭の施工が必要になると思われますが、この場合もくい打ち等は不可でしょうか。	盛土高さについては、伊勢湾岸自動車道北側での盛土造成や別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。 地盤改良時の掘削深さの制限については、「参加仕様書2(6)(ク)現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
55	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	「基盤造成のため盛土材としての土が必要な場合はご確認ください」とありますが、盛土が認められかつ、事業終了時に撤去の必要がないと考えてよろしいでしょうか。また、県より土の提供（建設残土）を受けることは可能でしょうか。	盛土については、伊勢湾岸自動車道北側での盛土造成や別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。 また、事業終了時の撤去については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。 「基盤造成のため盛土材としての土が必要な場合はご確認ください」の「確認ください」とは、「「参加仕様書2（6）（ク）現地盤下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」との条件を付したところですが、その対応として事業者が盛土を行う場合には、必要とする土量、土質、時期にもよりますが、10万立方メートル程度の量の土であれば確保できる可能性がありますので、確認されたい。」という主旨です。 なお、土を提供するのみであり、運搬その他の一切の費用を両県は負担しません。 これらの点については、選定された事業者との協議で調整させていただく予定です。ただし、事業者が望まれるすべての土量の提供を約束するものではありません。
56	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	「杭打ち等を行わないこと」と記載がありますが、事業終了時に杭を撤去する場合も認められないのでしょうか。	事業終了時に杭を撤去する場合も認められません。 「参加仕様書2（6）（ク）現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。
57	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	事業実施上の条件のその他の条件（キ）に「事故や障害等が発生した場合、両県に速やかに報告」とあるが、どのような事故内容が報告対象となるのか。 電気関係報告規則第3条により報告が義務付けられている事故と同等レベルの事故が対象となるのか。それともPCSが1台だけ一時的に停止して発電量が若干減少した、といった全体の発電量に対して極々軽微な影響の障害も報告対象となるのか。	事故や維持管理上障害が発生した場合、報告をして下さい。 なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
58	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	現地盤面下採掘の規制に関して確認したいのですが、管理棟や受変電設備などの工作物・建築物を含んだことと理解していいですか。	管理棟や受変電設備などの工作物・建築物を含みます。 「参加仕様書2（6）（ク）現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。
59	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件(ク)	敷地全体を1m基盤造成するとして、約600,000の盛土を必要とした場合、そうすることの可能性とそれに伴う規制をお知らせ下さい。	別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
60	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 用地条件	事業期間中の地震保険（財産・逸失利益）が震災後は、木曽岬干拓地等のハザードエリアでは付保が難しい、ないし非常に高い料率となっており、事業者の負担となっている。仮に付保出来た場合にも事業者の収益を著しく圧迫する結果となり、地震が発生し機器に大きな損害が発生した場合は事業の再開は難しい。 即ち契約も解消せざるを得ないと考えており、賃貸借契約で地震発生時の途中解約は記載可能か？	天災等不可抗力による事業の継続については県と事業者が協議のうえ決定する予定です。 なお、貸付契約締結後に発生した、天災その他の事由によって、事業用地が沈下又は毀損した場合があっても両県は一切の責任は負わないものとします。
61	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 系統接続条件(ア)	事業所側77kV受電設備にて、77kVの中性点接地装置は必要か。	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。 なお、一般的には電力会社のネットワーク設備に中性点接地装置を設置しているため、事業者側の中性点接地装置の設置は不要です。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
62	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 系統接続条件(ア)	接続送電線を伊勢湾岸自動車道内のダクトを使用し木曽川右岸の鉄塔への接続ルートにて接続を行えるよう、電力会社との打合せが完了しているとお聞きしましたが、高速道路内の利用に関して権利の所有者は電力会社と考えれば宜しいでしょうか。他の権利者により移設等の指示が出ることはないでしょうか。また、高速道路より鉄塔までのルートも確保されていると考えて宜しいでしょうか。上記における貸借等の費用は発生しないでしょうか。	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。
63	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 系統接続条件(ア)	20kVで発電し、伊勢湾岸道内のダクトで送電した電力を、系統接続の鉄塔では77kVに変圧する必要があると理解していますが、その変圧のための設備設置費用も事業者負担でしょうか。	「木曽川右岸の77kVの特別高圧線」への連系であれば、事業者にて77kVに昇圧していただくこととなります。
64	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 系統接続条件(ア)	系統接続に要するおおよその費用と、工事開始から接続までどの程度の時間がかかるのか教えて下さい。また、電力会社との系統連系協議では、予備協議や本協議から県の方も一緒に入っていただきたいのですが、それは可能でしょうか？	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。 なお、事業区域から、連系点までの距離が約2kmであることから、特別高圧送電の敷設1kmあたり、2億円として、電力負担金を4億円と想定しています。 また、必要に応じて、電力会社との系統連系協議への同席は可能です。
65	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 系統接続条件(ア)	現状、電力会社より指定がある制約事項があれば、ご教示願いたい。（力率指定やSVC装置の設置等）	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。
66	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 系統接続条件(ア)	提案書提出時に考慮すべき、系統連系にかかる費用及び仕様について最大限に具体的な内容を確認する目的で、電力会社との個別の協議は可能か？	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。
67	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 系統接続条件	電力会社との接続は、ケーブル接続となるのでしょうか。	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。
68	企画提案コンペ参加仕様書	2	2(6) 系統接続条件	事業者決定後、事業者にて電力会社へ系統連系の申込を実施しますが、技術的に連系不可となった場合には再協議可能でしょうか。 また、技術的に追加設備を要求され電力負担金が多額となった場合には再協議可能でしょうか。	参加仕様書の範疇であれば問題はないと考えています。 再協議は困難ですので、実現可能な提案をお願いします。
69	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ア)	運転開始日の制限はあるのでしょうか。	運転開始日の制限はありません。 なお、「参加仕様書2(6)(ア)遅くとも平成25年度中に現地にて事業着手して下さい。」としています。
70	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(イ)	工事实施にあたり、地元市町村や関係者との必要な調整とは、どのような調整を示していますでしょうか。太陽光発電所の開発にあたり、地元住民（木曽三川流域関係者含む）等の同意も必要となるでしょうか。	工事説明会など必要が生じた場合、地元と調整して頂くことを想定しています。 地域住民等の同意を求めることまでは必要としていません。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
71	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	入退場制限 9時～17時外の入退所は可能でしょうか。(工事が始まれば、早朝や夜間の作業が想定されるためです。)	「わんぱく原っぱ」の入退場制限(9時～17時)は設ける予定としていますが、メガソーラー事業では同様の制限は想定していません。 なお、別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
72	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	「工事搬入路は午前9時から午後5時まで」とありますが、休日は無い(土日祭日でも搬入可能)と考えて宜しいでしょうか。 また、工事完了後であれば時間制限なしに現地に入ることは可能と考えて宜しいでしょうか。	「わんぱく原っぱ」の入退場制限(9時～17時)は設ける予定としていますが、メガソーラー事業では同様の制限は想定していません。 なお、別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
73	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	上記門扉開門時間午前9時から午後5時までが作業時間と考えてよろしいのでしょうか。また作業曜日はどのようにお考えでしょうか。	「わんぱく原っぱ」の入退場制限(9時～17時)は設ける予定としていますが、メガソーラー事業では同様の制限は想定していません。 なお、別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
74	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	上記門扉開門時間が午前9時から午後5時までなので、作業時間はその時間帯に限定されるのでしょうか。また作業曜日についてはどのようにお考えでしょうか。	「わんぱく原っぱ」の入退場制限(9時～17時)は設ける予定としていますが、メガソーラー事業では同様の制限は想定していません。 なお、別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
75	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	門扉の開閉時間は9時～17時になっているが、現場施工の能率を上げるために、7時～19時にならないのか?	「わんぱく原っぱ」の入退場制限(9時～17時)は設ける予定としていますが、メガソーラー事業では同様の制限は想定していません。 なお、別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
76	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	事業区域へ進入する位置にも門扉を設けて管理を行いますとありますが、具体的には高速道の下でしょうか。	新緑風橋を渡河して干拓地に入った位置と「わんぱく原っぱ」の駐車場へ接続する付近の2箇所に新たに門扉を設置します。 なお、新緑風橋上に現存する門扉は、今年度の「わんぱく原っぱ」工事で撤去します。 また、伊勢湾岸自動車下の門扉も現状のまま残置する予定です。
77	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	干拓地入口からの2重の門扉及び柵設置の施工は業者が行うのでしょうか。また入退場制限の管理は県が行うのでしょうか。	県が「わんぱく原っぱ」工事を実施し、門扉や広場の柵等を設置します。 「わんぱく原っぱ」にかかる入退場制限など維持管理は、県が実施します。
78	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	干拓地入口の門扉及び柵等の設置工事は事業者が行うのでしょうか。	県が「わんぱく原っぱ」工事を実施し、門扉や広場の柵等を設置します。
79	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	干拓地第一入口に工事期間中別途監視員を1名配置すればよろしいのでしょうか。	干拓地第一入口が、新緑風橋を渡河した位置に新たに県が設ける門扉を前提として、事業者において、必要と思われる安全対策を講じて下さい。
80	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	干拓地第一入口設置後は、わんぱく原っぱ工事や県の残土受入工事に関わる車両は新緑風橋側から入退場することになるのでしょうか。	干拓地第一入口が、新緑風橋を渡河した位置に新たに県が設ける門扉を前提として、県の残土受入工事等に関わる車両は、新緑風橋側から入退場を想定しています。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
81	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	工事期間中、干拓地第一入口の工事車両等の管理は事業者側で行うという理解でよろしいでしょうか。	干拓地第一入口が、新緑風橋を渡河した位置に新たに県が設ける門扉を前提として、メガソーラー事業にかかる工事車両等の管理は、事業者において管理して頂くこととなります。
82	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)(ク)	干拓地第一入口設置後は、県の残土受入工事及びわんぱく原っぱ工事に関わる車両も新緑風橋側から入退場することになるのでしょうか。	干拓地第一入口が、新緑風橋を渡河した位置に新たに県が設ける門扉を前提として、県の残土受入工事等に関わる車両は、新緑風橋側から入退場を想定しています。
83	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(ウ)	部外者の進入や電気事業法の保安のために計画用地をフェンスで囲ってよろしいでしょうか。(利用制限用地を含んでも構いませんか。)	電気事業法上、必要な区域をフェンスで囲って下さい。また、部外者の進入防止を目的として囲うフェンスは、利用制限用地を含み必要に応じて囲って頂いて結構です。
84	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(エ)	「工事搬入路の機能を確保してください」とありますが、最終工事完了時に、現状復旧をしなくてはならないでしょうか。また、現地にコンクリートミキサー車を搬入しコンクリート打設は可能でしょうか。	工事搬入路の機能については、最終工事完了時、原則、現状復旧とします。また、事業終了時についても「参加仕様書2(6)(キ)事業終了後は、当該施設を事業者の負担と責任において撤去するものとします。ただし、契約期間の延長については、あらかじめ協議のうえ、両県の承認を得ることが必要です。」のとおりです。コンクリートミキサー車を搬入しコンクリート打設することは、可能です。
85	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(オ)	上下水道は無いとの事ですが、仮設トイレの設置や恒久設備トイレ(汲み取り式or循環式)の設置は可能でしょうか。	別紙9 木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧により、所管する関係部署に事前確認をお願いします。
86	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(キ)	1号幹線道路を13mに拡幅すると電柱が道路上に位置することになると思いますが移設するのでしょうか。	現状では、電柱の移設の予定はありません。道路拡幅に際し支障となる場合は、電力事業者等と協議し移設します。
87	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(サ)	排水関連についてですが、水路面・貯水池は鉄板・コンクリ等で覆う事は可能ですか?(作業点検等可能にできるよう可動式とします)	「参加仕様書2(6)(ク)干拓地では、排水機で内水を排除しています。このため、施工中及び完成後の維持管理時において、他のエリアに流出量の負荷が増大しないよう適切に管理を行って下さい。」のとおりです。
88	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(シ)	草木の適正処分とは、伐採材等を100%場外へ産業廃棄物等の扱いで搬出処分することでしょうか。また、粉砕し防草材等として現位置に存置することは可能でしょうか。	原則、場外搬出とし、適正に処分して下さい。なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
89	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(セ)	草木の適正処分とは場外へ産業廃棄物等の扱いで搬出処分することを指すのでしょうか。粉砕して現位置に存置することは可能でしょうか。	原則、場外搬出とし、適正に処分して下さい。なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
90	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件(セ)	伐採草木は適正な処理を行えば場内処理可能でしょうか。	原則、場外搬出とし、適正に処分して下さい。なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
91	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 工事条件	敷地内のトレーラーの搬入は可能か?(用水路の暗きよ部分が脆弱そうだったので)	事業者において、必要と思われる対策を講じたうえで搬入して下さい。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
92	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 維持管理条件(ア)	現地に建設されていた排水機場の管理は今後も三重県でしょうか。	排水機場の管理は現在も三重県で行っており、今後も管理していくこととしています。 なお、管理にかかる経費は、三重県、愛知県、高速道路会社の3者で負担しています。
93	企画提案コンペ参加仕様書	3	2(6) 維持管理条件(イ)	維持管理立ち入りですが、緊急対応が厳しいと考える。鍵の預かりは可能ですか？	事業者には、メガソーラー事業の建設及び維持管理を行うため、県が設置(した)する門扉の鍵は貸与する予定です。
94	企画提案コンペ参加仕様書	4	2(6) 維持管理条件(エ)	「事業期間中、事業用地内の草木等の伐採、剪定等の維持管理は事業者が行う」とありますが、太陽光パネル敷地内の雑草処理と考えています。剪定とはどの部分の処理になるのでしょうか。	剪定とは、貸付対象となる事業用地の草木の維持管理のことを指しています。 なお、利用制限用地については、周辺環境への配慮から緩衝緑地として残存することを目的としています。このため、メガソーラー事業の支障とならないよう、必要に応じて除草等の維持管理程度をして頂くことを想定しています。 なお、伐採草木については適正に処理して下さい。
95	企画提案コンペ参加仕様書	4	2(6) 環境上の条件(ア)	地下水位が浅いのですが、排水施設(水路)改変の際に要求される排水量や、水質(鉄に対する浸食性)など水に関する報告書はございますでしょうか。	排水施設(水路)改変の際に要求される排水量や、水質(鉄に対する浸食性)など水に関する報告書はありません。
96	企画提案コンペ参加仕様書	4	2(6) 環境上の条件(イ)	「環境保全措置(評価書P474・475)を遵守すること。」の内容で、P475に記載された、約50haの保全区の整備は今回の事業で履行対象となるでしょうか。	環境保全措置としての、保全区は平成22年度までに整備済みであり、今回の事業の履行対象ではありません。
97	企画提案コンペ参加仕様書	4	2(6) 環境上の条件(ウ)	利用制限用地に関しては、工作物等の設置は全く出来ない認識で良いのでしょうか。	原則、工作物等の設置はできません。 利用制限用地は、周辺の環境への配慮から緩衝緑地として残存することを目的としています。 このため、メガソーラー事業の支障とならないよう、必要に応じて除草等の維持管理程度して頂くことを想定しています。 なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
98	企画提案コンペ参加仕様書	4	2(6) 環境上の条件(キ)	「工事および維持管理に際して環境面での配慮に関する提案」とありますが、現状行われているわんぱく原っぱの工事において協定されている内容があれば頂けないでしょうか。	「わんぱく原っぱ」の工事の協定はありません。 なお、提案に際しては、別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
99	企画提案コンペ参加仕様書	4	2(6) その他の条件(ア)	関係法令について、三重県条例・愛知県条例及び関係市町村条例に考え方の相違はあるのでしょうか。 (例：緑地、排水強度、開発許可など)	関係法令については、個別にご確認下さい。
100	企画提案コンペ参加仕様書	5	2(6) その他条件(カ)	想定される発電電力量等の両県への報告の頻度、方法を教えて下さい。	月報などを想定していますが、報告の頻度、方法等の詳細については、別途、両県が指示します。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
101	企画提案コンペ参加仕様書	4	2(6) その他の条件(ケ)	事業用地上の工作物撤去費相当額を確保できる措置とは具体的に何を指すのでしょうか。当該工事に係り持ち込んだ全ての材料の撤去処分及び現況復旧費でしょうか。	工作物の撤去費相当額は、撤去処分及び現況復旧費などが想定されます。その措置の方法などをご提案下さい。
102	企画提案コンペ参加仕様書	5	2(6) その他の条件(ケ)	『工作物撤去費相当額』の「工作物撤去」とは、当該事業に係り設置した排水設備等も含む全ての材料撤去処分及び現況復旧を指すのでしょうか。	『工作物撤去費相当額』の「工作物撤去」とは、当該事業に係り設置した排水設備等も含む全ての材料撤去処分及び現況復旧を指します。なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
103	企画提案コンペ参加仕様書	5	2(6) その他の条件(ケ)	「事業用地上の工作物撤去費相当額を確保できる措置」は任意のものであり、かならずしも預金についての担保権設定等事業資金を凍結乃至固定化するような措置は求められていないと理解してよろしいでしょうか。	任意ではなく必須です。様式 8 - 10 によりご提案下さい。
104	企画提案コンペ参加仕様書	5	2(6) その他の条件(ケ)	「工作物撤去費相当額を確保できる措置」とありますが、具体的にはどの程度の金額となるのでしょうか。相当額は固定価格算定委員会にて算出されております『建設費用の 5 %程度』と判断しても問題ないでしょうか。	事業完了時や契約期間中に事業が中止等になった場合における、原状回復に要する費用と考えていますので、事業者において算定のうえ提案を行って下さい。
105	企画提案コンペ参加仕様書	5	2(6) その他の条件(ケ)	撤去費用相当額の支払い先は指定金融機関なのでしょうか。撤去費用相当額は、撤去年に返還されると判断して問題ないでしょうか。撤去費用相当額を金融機関へ振り込んだ場合の利息は、どのようになるのでしょうか。	ご提案内容により判断します。仮に現金による支払いの場合は、県が発行する納入通知書により県が指定する指定金融機関で納付することとなり、納付額は、撤去後、返還することとなります。また、納付額には利息は発生しません。
106	企画提案コンペ参加仕様書	5	2(6) その他条件	敷地内水路の排水処理は県の所掌であるが、整備不良による故障等の事由により、事業用地が水没した場合の、機器損害及びそれによる事業者の逸失利益の補填は県にて行われるという理解でよいのか？	「参加仕様書 2 (6) (ア) 事業用地は、現地盤高が概ね T.P. -0.5m 程度ですが、現状にて貸し付けるものとし、貸付契約締結後に発生した天災その他の事由によって、事業用地が沈下又は毀損した場合があっても両県は一切の責任を負わないものとします。」のとおりです。
107	企画提案コンペ参加仕様書	6	4(3) 質問の内容	「当該委託業務」とありますが、この事業は委託業務なのでしょうか。	「当該委託業務」は「当該業務」の誤りです。
108	企画提案コンペ参加仕様書	7	5(2) 企画提案コンペ参加確認申請書の提出について (カ) 添付資料	三重県及び愛知県に本支店又は営業所を有する事業者は納税確認書（証明書）を添付することになっておりますが、両県内に多数の事業所を有する場合には、全ての箇所の納税確認書（証明書）を添付するのでしょうか。	契約を締結する者が、三重県及び愛知県に本店があれば、本店の納税確認書（証明書）を添付してください。また、契約を締結する者が、三重県及び愛知県に支店又は営業所等であれば、その支店又は営業所等の納税確認書（証明書）を添付してください。しかし、納税義務者の登録等の関係で、契約する営業所等の納税確認書（証明書）が発行されない場合は、その営業所等が含まれる納税確認書等を添付してください。
109	企画提案コンペ参加仕様書	9	7(7) 複数の企業等で構成する連合体での参加も可能とする。	今回のメガソーラー事業の役割がメガソーラー施設の建設工事であり、出資や運営には関与しない企業でも、構成員になれるか？	参加仕様書 7 参加資格に関する事項を満たしていれば、構成員になることは可能です。なお、様式 7 において、本事業における役割（責任）分担を記載ください。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
110	別紙 1 木曽岬干拓地 メガソーラー事業区域	1		わんぱく原っぱは、一般の利用に供するとあるが、利用制限はあるか。また利用可能な広さはどのくらいか。	「わんぱく原っぱ」は、一般の利用に供する「広場ゾーン」約 4 haと景觀に資する区域として利用を制限する「景觀原っぱゾーン」約 3.3 haとして整備を行います。
111	別紙 1 木曽岬干拓地 メガソーラー事業区域	1		津波の影響はどのように予想されているか。対象地域は、津波による浸水はあると予想されているか、または無いと予想されているか。あると予想されている場合、その内容（想定震度と津波高さ等）をお教え下さい。	当干拓地は、津波による浸水予測は行っていません。 なお、参考として、津波の浸水予測（平成 23 年度版）について、三重県防災対策部のホームページをご参照下さい。 (http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSA1/tsunami/top.htm)
112	別紙 1 木曽岬干拓地 メガソーラー事業区域	1		フェンス等については、利用制限用地に沿いつけるのか、又は、事業地沿いつけるのか。	電気事業法上、必要な区域をフェンスで囲って下さい。 また、部外者の進入防止を目的として囲うフェンスは、利用制限用地を含み必要に応じて囲って頂いて結構です。
113	別紙 3 木曽岬干拓地に係る貸付面積概略図			太陽光発電所の外周にフェンスは必要でしょうか。またその場合、どこに設置すればよいでしょうか。	電気事業法上、必要な区域をフェンスで囲って下さい。 また、部外者の進入防止を目的として囲うフェンスは、利用制限用地を含み必要に応じて囲って頂いて結構です。
114	別紙 3 木曽岬干拓地に係る貸付面積概略図			貸付範囲が明確に判別できるよう事業用地全体（利用制限区域含む）をフェンス等で囲う必要はあるか。	電気事業法上、必要な区域をフェンスで囲って下さい。 また、部外者の進入防止を目的として囲うフェンスは、利用制限用地を含み必要に応じて囲って頂いて結構です。
115	別紙 1 木曽岬干拓地 メガソーラー事業区域			連系機器は重量物のため、地盤がしっかりしている場所に設置したいと考えています。高速道路下は事業区域に隣接している部分ですが、地盤がしっかりしていると予想されるため、ここを利用することは可能でしょうか。	工作物は、メガソーラー用地内での設置を想定しています。 事業者側の連系設備施工はメガソーラー用地での施工となります。なお、高速道路直下については、高速道路会社管理地のため現時点では確認していません。
116	別紙 1 木曽岬干拓地 メガソーラー事業区域		メガソーラー事業区域	野外体験広場を経由・通過しないで、メガソーラー用地へ直接入れる道路の設定は可能ですか？	「参加仕様書 2（6）（ウ）工事搬入路は、新緑風橋を渡河して、わんぱく原っぱ（広場）を通るルートを基本とします。」のとおりです。
117	別紙 1 木曽岬干拓地 メガソーラー事業区域	1	-	連系に係る電力負担金は 4 億円程度との説明がありましたが、事業者費用に含めるのか。	事業区域から、連系点までの距離が約 2 kmであることから、特別高圧送電の敷設 1 kmあたり、2 億円として、電力負担金を 4 億円と想定しています。 連系点までの送電線の建設（保有）は、電力会社と事業者との協議（事業者の出迎えor電力会社の出迎え）となり、連系協議にて協議する内容となります。 なお、費用負担は電力会社にて建設した場合でも、全額事業者の負担となります。
118	別紙 1 木曽岬干拓地 メガソーラー事業区域	1	-	電力配線に伴う伊勢湾岸道の借用費用は発生するのか。	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者へ個別に回答する内容となります。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
119	別紙 1 木曽岬干拓地 メガソーラー事業区域	1	-	系統との接続方法で、伊勢湾岸道から事業地への配電方法はどうか。	事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者に個別に回答する内容となります。
120	別紙 2 木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業用地			支線道路は改変(撤去)してもよいでしょうか。また、20年後に機器撤去する場合には、支線道路の復旧は必要ですか。	支線道路は、改変(撤去)は可能です。 なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
121	別紙 3 木曽岬干拓地に係る貸付面積概略図	3	2(6) 工事条件(ス)	「事業用地内の草木伐採、不陸調整等は、全て事業者が実施する」とありますが、伐採する草木は、別紙 3 の幹線道路、管理用通路および利用制限用地を除いた場所と考えております。利用制限用地の草木はそのまま残すという解釈で間違いはないでしょうか。	利用制限用地は、周辺環境への配慮から緩衝緑地として残存することを目的としています。 このため、メガソーラー事業の支障とならないよう、必要に応じて適宜、除草等の維持管理を行って下さい。
122	別紙 3 木曽岬干拓地に係る貸付面積概略図			1号幹線道路を跨いで配線する場合の高さ制限は何m以上・何m以下でしょうか。	1号幹線道路を跨いで配線する場合の高さ制限については、道路構造令に規定する建築限界は満足する計画として下さい。また、その他、電気事業法など関係法令は遵守して下さい。 ただし、電柱の建柱等は、「参加仕様書 2(6)(ク)現地盤面下 5.0cm 以上の掘削及び杭打ち等は行わないこととします。」の範囲でご検討下さい。
123	別紙 3 木曽岬干拓地に係る貸付面積概略図			除草対策として砕石や防草土、防草シート等を敷設することは可能か。	除草対策として砕石や防草土、防草シート等を敷設することは可能です。
124	別紙 3 木曽岬干拓地に係る貸付面積概略図		貸付面積概略図	1号幹線道路部の事業期間の占有許可は可能ですか？	事業者が 1号幹線道路を使用することは可能です。 なお、1号幹線道路を事業者のみが占有することは想定していません。
125	別紙 4 土質調査・柱状図	2	賃貸借・事業実施上の条件	地質断面図を拝見しますと、対象土地は、道路部分、水路部分、排水溝部分とそれぞれ異なる標高のように見受けられますが、標高に把握するため、デジタル形式のデータを提供いただけますでしょうか。	デジタル形式のデータはありません。
126	別紙 4 土質調査・柱状図	54	(3)判定結果	「B2、As層は液状化の可能性はかなり高い」とありますが、現状地盤下は触れないという条件ですので、地震等による液状化が発生した場合の補償は無いのでしょうか。	「参加仕様書 2(6)(ア)事業用地は、現地盤高が概ね T.P.-0.5m 程度ですが、現状にて貸し付けるものとし、貸付契約締結後に発生した天災その他の事由によって、事業用地が沈下又は毀損した場合があっても両県は一切の責任を負わないものとします。」のとおりです。
127	別紙 4 土質調査・柱状図	60	(4)検討結果 1) 沈下量 総沈下量(S)	沈下量の検討結果が示されていますが、今回盛り土をした場合も同等の数値にて沈下が発生するものと考えなければならぬでしょうか。	木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る企画提案コンペに掲載の報告書等をご参照のうえ、事業者において、ご検討下さい。
128	別紙 4 土質調査・柱状図	49	地震時の液状化	事業用地における地震時の液状化、津波被害に対する両県の想定、またその対策を教えてください。	事業用地における地震時の液状化の想定や対策は、持ち合わせていないため、事業者において、ご検討下さい。 なお、津波被害に関しては、参考として、津波の浸水予測(平成 23 年度版)について、三重県防災対策部のホームページをご参照下さい。 (http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSA1/tsunami/top.htm)

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
129	別紙 6 メガソーラー設置運営事業に係る既設構造物関係			支線道路は碎石舗装と記されていますが、工事用道路として供されるものと、理解してもよろしいでしょうか。	事業者において、支線道路についての活用について、ご検討下さい。
130	別紙 6 メガソーラー設置運営事業に係る既設構造物関係			支線排水路を、一部仮設の暗渠排水路に替えることは、改変として認めていただけるのでしょうか。（工事用仮設通路として使用したい）	支線排水路は、改変することは可能ですが、他のエリアへ流出量の負荷がかからないようにして下さい。
131	別紙 6 メガソーラー設置運営事業に係る既設構造物関係		既設構造物関係	支線道路の高さと敷地面の高さを均一に整地することは可能ですか？またその場合に太陽光パネルを上部に設置は可能ですか？	支線道路の高さと敷地面の高さを均一に整地することは可能です。また、その場合に太陽光パネルを上部に設置することは可能です。
132	別紙 6 メガソーラー設置運営事業に係る既設構造物関係		既設構造物関係	現状回復時には支線道路は碎石舗装及び草刈が必要ですか？	詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
133	別紙 6 メガソーラー設置運営事業に係る既設構造物関係		既設構造物関係	20年間の事業終了時における土地返還は「現状回復」要ですか？また必要な場合に、その現状回復の規定はありますか？	「参加仕様書2（6）（キ）事業終了後は、当該施設を事業者の負担と責任において撤去するものとします。ただし、契約期間の延長については、あらかじめ協議のうえ、両県の承認を得る必要があります。」のとおりです。なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
134	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書	7	3.4.2施設の概要	計画用地の植生に規制はありますか。	計画用地の植生に規制はありませんが、周辺の環境に配慮した計画として下さい。
135	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書	7	3.4.2施設の概要	伊勢湾台風時の潮位データと過去の台風上陸時の潮位データはございますか。	木曽岬干拓地での伊勢湾台風時の潮位データと過去の台風上陸時の潮位データはありません。
136	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書	7	3.4.2施設の概要	わんぱく原っぱの設計(デザイン)及び使用用途は変更ございませんか。また図面や行程等の詳細は企画提案書提出期限までに開示されますか。もしくはいつまでに開示される予定でしょうか。	現時点では、わんぱく原っぱの設計(デザイン)及び使用用途は、変更は予定していません。 現在、工事の入札情報を公告中です。 (http://www.cals.pref.mie.jp/ppi/pub) 発注機関所属「桑名県民センター」、施行番号「42403444」で検索し、ご確認下さい。
137	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書	8	イ.冒険広場整備	東屋や照明灯、地中埋設線等設置するにあたって、50cm以上採掘する予定であったのでしょうか。	「参加仕様書2（6）（ク）現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
138	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書	90	チュウヒ	日本野鳥の会は要望書(平成 2 4 年 1 月 3 0 日)で木曽岬干拓地がチュウヒの重要な繁殖地であることを指摘しメガソーラー等の開発行為の中止又は制限を求めている。本件のメガソーラー設置運営事業への影響はあるのか？	伊勢湾岸道路以南の地区について、チュウヒの繁殖保全地区として、保全を図るよう要望書の提出があり、その後、メガソーラーに対する公開質問状が提出されました。 このため、日本野鳥の会等に対し保全区の考え方について回答を行っています。
139	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書	207	降雨時	当該地及び周辺地域での過去の高潮、津波等による浸水の事例または予測	当該地及び周辺地域での過去の高潮、津波等による浸水の事例または予測したものは、ありません。 なお、参考として、津波の浸水予測（平成 2 3 年度版）について、三重県防災対策部のホームページをご参照下さい。 (http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSA1/tsunami/top.htm)
140	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書	223	地質	当該地及び周辺地域での過去の地震時の流動化現象の事例または予測	当該地及び周辺地域での過去の地震時の流動化現象の事例または予測したものは、ありません。 なお、参考として、津波の浸水予測（平成 2 3 年度版）について、三重県防災対策部のホームページをご参照下さい。 (http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSA1/tsunami/top.htm)
141	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書	438	10. 景観	景観写真のデータは頂けますか。	木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書 第 8 章 第 1 節 第 3 項 1 0 景観の項に掲載されている景観写真のデータは保有していません。
142	環境影響評価書 資料編	1	1. 大気質	平成 1 5 年 5 月からの平均データは頂きましたが、より詳細な気象調査結果は頂けますか。	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
143	様式 5 役員一覧表	-	記載事項	「この名簿には、法人登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を記入して下さい。」と注意書きがあります。法人登記簿謄本に監査役も併記されておりますが必要でしょうか。	様式 5 に記載する役員には、監査役も記載してください。
144	様式 8 事業実施計画	-	推定年間発電電力量	推定年間発電電力量について、「初期値」「1 0 年後」「2 0 年後」とありますが、この値を下回った場合には、罰則等あるのでしょうか。	罰則等はありません。 なお、性能や維持管理の適正を評価する判断材料の一つとしますので、提案時点で、推定される年間発電電力量を記載してください。
145	様式 9 事業実施スケジュール	-	記載年	平成 2 5 年 3 月から平成 2 6 年 3 月末までのスケジュールを記載するよう注意事項は記載されておりますが、上段の注意事項には「工事着手」「工事完了」「運転開始」は必ず明記となっております。これは、平成 2 5 年度中に運転開始を意味するのでしょうか。	様式 9 は、その 1 とその 2 から構成されており、2 5 年度中に運転開始を意味するものではありません。 平成 2 5 年 3 月から完成までの間における「工事着手」「工事完了」「運転開始」を様式を適宜追加して記載してください。
146	その他	-	-	県との事前調整が必要と思われる関係法令はどのようなものがありますか。（例：都市計画法、農地法、建築基準法）また協議は窓口として三重県、愛知県あくまで別々でしょうか。	別紙 9 木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧をご確認下さい。（必要に応じて両県）

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
147	その他	-	-	関係各課との事前協議、調整が必要と思われる関係法令にはどのようなものがあるのでしょうか。	別紙 9 木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧をご確認下さい。（必要に応じて両県）
148	その他	-	-	日本野鳥の会から、平成 2 4 年 1 月 3 0 日付けで三重県と愛知県に「木曽岬干拓地に繁殖するチュウヒの保護に関する要望書」が出されていますが、今回の用地は対象外と考えて宜しいでしょうか。	伊勢湾岸道路以南の地区について、チュウヒの繁殖保全地区として、保全を図るよう要望書の提出があり、その後、メガソーラーに対する公開質問状が提出されました。 このため、日本野鳥の会等に対し保全区の考え方について回答を行っています。
149	その他	-	-	事業用地周辺の騒音規制値を教示願います。	別紙 7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
150	その他	-	-	運用終了後は現状の農業用地に復旧するとのお考えでしょうか。	農業用地に復旧する考えはありません。
151	その他	-	-	事業終了後は現状の農業用地に復旧するとのお考えはあるでしょうか。	農業用地に復旧する考えはありません。
152	その他	-	-	当該事業用地に設置する排水設備等も全て撤去の対象となるのでしょうか。	事業終了後は、「参加仕様書 2（ 6 ） （キ）事業終了後は、当該施設を事業者の負担と責任において撤去するものとします。ただし、契約期間の延長については、あらかじめ協議のうえ、両県の承認を得ることが必要です。」のとおりです。 なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
153	その他	-	-	当該工事は電気事業法に係る開発行為対象外工事と考えてよろしいでしょうか。	別紙 9 木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧により、所管する関係部署に事前確認をお願いします。
154	その他	-	-	当該工事は電気事業法に係る開発行為対象外工事に該当するものとして考えてよろしいでしょうか。	別紙 9 木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧により、所管する関係部署に事前確認をお願いします。
155	別紙 3 木曽岬干拓地に係る 貸付面積概略図			概略ではなく、詳細図面はありますか？ 可能であれば C A D 図を頂きたい。	事業用地の詳細な、測量図等の図面はありません。 なお、(財)日本地図センターにて三重県共有デジタル地図が入手可能です。 (http://www.jmc.or.jp/mie/index.html)
156	その他	2	賃貸借・事業実施上の条件	事業用地（対象土地）についてデジタル（ A U T O C A D ）形式での地形図が入手可能でしょうか。	事業用地の詳細な、図面はありません。 なお、(財)日本地図センターにて三重県共有デジタル地図が入手可能です。 (http://www.jmc.or.jp/mie/index.html)
157	その他	-	-	事業地の測量図等 C A D データがございましたらご提示願います。	事業用地の詳細な、図面はありません。 なお、(財)日本地図センターにて三重県共有デジタル地図が入手可能です。 (http://www.jmc.or.jp/mie/index.html)

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
158	その他	-	-	事業地の測量図等C A Dデータがございましたらご提示いただけますでしょうか。	事業用地の詳細な、図面はありません。 なお、(財)日本地図センターにて三重県共有デジタル地図が入手可能です。 (http://www.jmc.or.jp/mie/index.html)
159	その他	-	-	図面（一般計画平面図等）のC A Dデータを入手することは可能でしょうか。	事業用地の詳細な、図面はありません。 なお、(財)日本地図センターにて三重県共有デジタル地図が入手可能です。 (http://www.jmc.or.jp/mie/index.html)
160	その他	-	-	事業地の現状地盤レベル(標高)データがございましたらご提示願います。	事業地の現状地盤レベル(標高)データはありません。
161	その他	-	-	事業地の現状地盤レベル(標高)データがございましたらご提示いただけますでしょうか。	事業地の現状地盤レベル(標高)データはありません。
162	その他	-	-	高度の基準点はどの場所になるでしょうか。	高度の基準点については、木曽岬干拓地の近傍に三角点が設置されています。 なお、詳細については、国土地理院のホームページをご参照下さい。 (http://www.gsi.go.jp/)
163	その他	-	-	事業地の地歴についての資料がございましたらご提示願います。	事業地の地歴の情報の一つとして、木曽岬干拓事業誌があり、三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課及び愛知県地域振興部地域政策課において閲覧可能です。
164	その他	-	-	事業地の地歴についての資料がございましたらご提示いただけますでしょうか。	事業地の地歴の情報の一つとして、木曽岬干拓事業誌があり、三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課及び愛知県地域振興部地域政策課において閲覧可能です。
165	その他	-	-	基盤整備をする上で、深さ50cmの地盤改良を行いたいと考えますが、改良土は事業終了時撤去する必要がありますか。又その際 現況地盤高さまで土を補充する必要があるでしょうか。	「参加仕様書2(6) (キ)事業終了後は、当該施設を事業者の負担と責任において撤去するものとします。ただし、契約期間の延長については、あらかじめ協議のうえ、両県の承認を得ることが必要です。」のとおりです。 なお、詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
166	その他	-	-	工事用水を引きこむ上で、接続する水道管位置をご教示ください。	「参加仕様書2(6) (オ)事業区域内に利用できる上下水道及びガスはありません。(カ)工事用水、工事用電源等は事業者において確保することとします。」のとおりです。 このため、工事用水を引きこむ上で、接続する水道管位置については、事業者において調査等を行って下さい。
167	その他	-	-	気象データ(日射量、温度、最大風速・風向)を1年間測定されていますが、測定機器の情報と測定日の1時間毎の詳細データを入手することは可能でしょうか。	別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
168	その他	-	-	塩害に関する評価データはあるでしょうか。ある場合、入手は可能でしょうか。	塩害に関する評価データはありません。
169	その他	-	-	利用制限用地に安全・防犯用のフェンスを設置することは可能でしょうか。	電気事業法上、必要な区域をフェンスで囲って下さい。 また、部外者の進入防止を目的として囲うフェンスは、利用制限用地を含み必要に応じて囲って頂いて結構です。
170	その他	-	-	施設内中央に管理用道路（保護区へ抜ける道路）がありますが、ソーラー施設建設に当たっては、当該道路を含む形で周囲にフェンスを設置する計画です。当該道路を通行出来るように開閉扉（施錠管理）を設置することを検討しておりますがそのようにフェンスを設置することは可能でしょうか。もしくは、管理用道路を挟んで周囲にソーラー施設を建設、各々をフェンスで囲む必要がありますでしょうか	原則、道路を挟んだ貸付区域の範囲内で、ご検討下さい。 なお、管理用通路の門扉については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
171	その他	-	-	利用制限用地で、設置可能な建造物にはどのようなモノがありますでしょうか。	建造物は設置不可能です。 利用制限用地は、周辺環境への配慮から緩衝緑地として残存することを目的としています。 このため、メガソーラー事業の支障とならないよう、必要に応じて除草等の維持管理程度して頂くことを想定しています。
172	その他	-	-	高速道路からの落下物の事例はございますでしょうか。	高速道路からの落下物の事例は把握していません。
173	その他	-	-	過去３０年において、干拓地への浸水（増水）の事例はありますでしょうか。その規模についてもご教示ください。	過去からの統計処理はしていないため、干拓地への浸水（増水）の事例は確認していません。 なお、干拓地内は排水機場で排水しており、潮位変動により常時運転しているポンプの他、洪水用ポンプは、運転開始水位T.P.-2.76mで運用しています。 また、排水機場の運転記録等の情報の一つとして、「木曽岬干拓排水機場改修計画検討業務」報告書があり、三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課において閲覧可能です。
174	現地説明会	-	-	過去の気象による湛水状況等のデータ等ございましたらご提示いただけますか。	過去からの統計処理はしていないため、過去の気象による湛水状況等のデータ等は確認していません。 なお、干拓地内は排水機場で排水しており、潮位変動により常時運転しているポンプの他、洪水用ポンプは、運転開始水位T.P.-2.76mで運用しています。 また、排水機場の運転記録等の情報の一つとして、「木曽岬干拓排水機場改修計画検討業務」報告書があり、三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課において閲覧可能です。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
175	現地説明会での確認事項	-	-	大雨時の湛水状況等の資料や情報等ございましたらご提示願います。	過去からの統計処理はしていないため、大雨時の湛水状況等の資料や情報等は確認していません。 なお、干拓地内は排水機場で排水しており、潮位変動により常時運転しているポンプの他、洪水用ポンプは、運転開始水位T.P.-2.76mで運用しています。 また、排水機場の運転記録等の情報の一つとして、「木曽岬干拓排水機場改修計画検討業務」報告書があり、三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課において閲覧可能です。
176	その他	-	-	調整池は改変可能とのことですが、事業終了後の現状復帰は必要ですか。	詳細については、県と事業者において協議のうえ決定する予定です。
177	その他	-	-	建設期間中のみ、高速道路下または建設発生土ストックヤードを「コンパクトな作業所」「資材置き場」「通勤用車両の駐車場」に使用させて頂けるでしょうか。	建設発生土ストックヤードについては、占用的な使用は不可能です。 なお、高速道路下については、高速道路会社管理地のため現時点では確認していません。
178	その他	-	-	事業開始後、メガソーラー建設予定地近隣(桑名市内)に当社が主体的に出資するS P Cを設立、当該S P Cに事業主体を移行する可能性がございますが、ご承認いただけますでしょうか。	事業の応募予定者は、「様式7 複数企業による提案の企業構成」により明確にして下さい。
179	その他	-	-	賃貸借契約締結後、賃借権の設定登記を行う予定でありますが、施工期間を含む事業期間中の設定登記はご了承いただけますでしょうか。	賃借権の設定登記はできません。
180	その他	-	-	当該干拓地にはポンプ施設がございますが、当該施設や周囲の堤防管理等は全て貴県にて行われるという理解でよろしいでしょうか。 今後当該施設の更新時に管理費用等を徴収されることはないとの理解で間違いはありませんでしょうか。	ポンプ施設の管理は県で実施しており、管理にかかる経費は、三重県、愛知県、高速道路会社の3者で負担しています。 また、堤防については、国、県の河川管理施設も存在しています。 現時点では、管理費用等の徴収は想定していません。
181	その他	-	-	ソーラー発電所の防草対策として、地場名産である蛤の貝殻を撒くことを検討しておりますが、本件実施に妨げとなる法令等規則はありますでしょうか？	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触する可能性があります。詳細については担当部局にご確認ください。三重県環境生活部廃棄物・リサイクル課 TEL 0 5 9 - 2 2 4 - 2 4 7 5、桑名農政環境事務所環境室 TEL 0 5 9 4 - 2 4 - 3 6 2 4 愛知県環境部資源循環推進課 TEL 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 3 4
182	その他	-	-	ソーラー発電所の設置予定場所には各種植物が群生しておりますが、当該植物については全て抜根し整地を検討しておりますが、規制等がございますでしょうか。	「参加仕様書2(6) (ク)現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。」のとおりです。 なお、別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
183	その他	-	-	ソーラー発電所の設置予定場所の植物に関して、法規制上保護等が必要な希少植物等が群生しているなどはありませんでしょうか。	別紙7 木曽岬干拓地整備事業 環境影響評価書をご参照のうえご検討下さい。
184	その他	-	-	電力連系協議に半年以上要することになれば、設備認定が平成24年度中に承認されない可能性があります。 平成25年度の固定価格買取の金額が大幅に下がった場合、賃料の再交渉を実施することは可能でしょうか。	ご提案頂いた貸付料で契約を締結して頂きます。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
185	現地説明会	-	-	既設水路等の破損箇所等は現在不明ですが、コンベ終了後、現地立会い可能となれば確認できるのでしょうか。	確認は可能です。
186	現地説明会での確認事項	-	-	既設水路等の破損箇所等は補修・復旧されることをお考えでしょうか。現状渡しと考えてよろしいでしょうか。	補修・復旧は考えていません。現状渡しです。
187	現地説明会	-	-	現状の仮設フェンス等は工事に流用してよろしいでしょうか。	電気事業法上必要なフェンス等は設置して下さい。 その他、管理上必要と思われるものは流用可能です。
188	現地説明会での確認事項	-	-	現状の仮設フェンス等は工事に流用してよろしいのでしょうか。	電気事業法上必要なフェンス等は設置して下さい。 その他、管理上必要と思われるものは流用可能です。
189	その他		-	メガソーラーに関する補助金等がありますか？又、今後そのような計画ありますでしょうか？	メガソーラー設置に関する補助金等はありません。今後、そのような計画はありません。 ただし、三重県には、地域新エネルギー連携支援事業補助金がありますが、来年度以降の予算は確約できません。
190	その他		-	今回の案件実行に対する補助金は存在しますか？また既存補助金で申請可能なものは存在しますか？	メガソーラー設置に関する補助金等はありません。今後、そのような計画はありません。 ただし、三重県には、地域新エネルギー連携支援事業補助金がありますが、来年度以降の予算は確約できません。
191	現地説明会	-	-	系統連系に伴う負担金が約4億円と説明受けましたが、安くなる可能性はあるのでしょうか。	事業区域から、連系点までの距離が約2kmであることから、特別高圧送電の敷設1kmあたり、2億円として、電力負担金を4億円と想定しています。 事業候補者決定後に、電力会社に対し、事業者の具体的設備内容等をもって連系協議の申込をして協議する内容であり、検討結果についても電力会社から申し込みを行った事業者へ個別に回答する内容となります。
192	その他	-	-	土壤汚染対策法に関し、第4条に係る届け出のみにて工事着手は可能でしょうか。	参加仕様書2(6)(ク)にあるとおり、現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等は行わないこととしています。 なお、別紙9 No.11の「土壤汚染対策法」にあるとおり、3,000m ² 以上の土地の形質を変更しようとするときは、同法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要となります。ただし、次のいずれにも該当しない土地の形質の変更については、届出は不要となり、届出なしで工事着手は可能です。 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること なお、届出した場合で、その土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、同法第4条第2項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。今回の事業用地ではないものの木曽岬干拓地内で、同法の指定区域があることから、法第4条第1項の届出が必要な工事を実施する場合は、汚染の有無を示すよう指示されることがあります。 したがって、届出が必要な工事を実施する場合は、届出のみにて工事着手することはできないと考えられますので、ご注意ください。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答内容
193	その他	-	-	土壌汚染対策法について、第４条に係る届け出のみにて工事着手は可能でしょうか。	参加仕様書２（６）（ク）にあるとおり、現地盤面下５０cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととしています。 なお、別紙９ No.１１の「土壌汚染対策法」にあるとおり、３，０００㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、同法第４条第１項に基づき、着手日の３０日前までに届出が必要となります。ただし、次の から のいずれにも該当しない土地の形質の変更については、届出は不要となり、届出なしで工事着手は可能です。 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと 土地の形質の変更に係る部分の深さが５０cm以上であること なお、届出した場合で、その土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、同法第４条第２項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。今回の事業用地ではないものの木曽岬干拓地内で、同法の指定区域があることから、法第４条第１項の届出が必要な工事を実施する場合は、汚染の有無を示すよう指示されることがあります。 したがって、届出が必要な工事を実施する場合は、届出のみにて工事着手することはできないと考えられますので、ご注意ください。